

平成29年度環境影響評価審査会（第8回）の質疑等概要

平成30年1月15日／環境立県推進課

【質疑】 ※前回質疑等に係る事業者補足説明後（参考：事業者提出資料「前回審査会における質疑に対する事業者回答」）

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	設置する土捨場からの土壌の流出についてはどのような方針を考えているか。	土捨場は造成地近辺の谷筋や窪地などを利用することを考えている。土捨場からの土壌流出については下流域に沈砂池を設置し流出を防ぐ考え。また、最終的には表面緑化により土砂流出を防止する。
2	事業者提出資料の番号2で例示されている沈砂池は60～120 m ³ となっているが、60～90 m ³ ではないのか。	沈砂池を設置する場所によって容量に誤差があるため、大きめに記載したもの。
3	この度の事業では比較的台地状の事業地となっていると見込まれ、工事による濁水の流出は一方ではなく多方向に流れるような場合もあると思うが、どのように考えているか。	排水勾配を設け流域を絞って、元々ある流域に沿って流すのが通常であり、例えば左右方向に流域がある場合は、左右両方に沈砂池を設けるといった考え方である。また、沈砂池は造成区域内に設ける場合や谷部などに設ける場合などケースバイケースであり、今後、地元や行政等と協議・相談しながら決定していくことになると考えている。
4	沈砂池の規模設定について、例示として浜松市の基準を引用されているが、この事業地は地質的に浜松市と似ているのか。	浜松市と地質的な類似性の認識があるわけではないが、一般的な数字と考えて大きくは外れないものと思われる。
5	図の中には土捨場の他、沈砂池などもまとめて書いてあると分かりやすいのではないか。	図に示している作業ヤードや土捨場の面積に比べて沈砂池は相当小さなものとなるため、現時点においては作業ヤードなどの一部に含まれていると考えていただいて結構かと思う。
6	事業者提出資料の番号3でボーリング調査等について「行うこともあります。」との記載だが、今回は行われるのか。是非やっていただきたいと思うが。	土木工事の際に地層構成を知ることはコストなどにも関わる重要な要素であり、リスクを受け入れて工事を行う場合は調査されない場合もあるが、一般的にボーリング調査は行われる。 この度の事業において、リスクを避ける観点からも尾根筋等でボーリング調査を実施し、ご指摘のとおり可能な限り環境影響評価に反映したい考えである。
7	方法書P195で風車の設置計画位置が土砂崩壊防備保安林と重なっているのではという議論が以前にもあり、可能な限り回避するよう検討していくという回答であったかと思う。今回の事業者提出資料の地図で作業ヤードNo8や9は保安林に重なっているような感じがするがこの辺りは保安林の指定地に重なっていないということか。 ついでに方法書P198には災害危険箇所などもある様子。土捨場等を作ったことで災害を引き起こすようなことがないように留意されたい。	この度提出した資料は、方法書時点の風車配置を前提とした場合のヤード等の位置としてお示ししたもの。今後、極力回避する方針ではあるが、関係機関等とも協議・調整しながら検討を進めていく。
8	方法書P198をみると、災害特別警戒区域や危険箇所の境目にも風車が立つ計画になっているように見えるが、この辺りで事業を行うことのリスク回避をどのように考えているか。	現時点では地図のスケールが小さく精度が高いものではないが、事業地の選定に当たっては測量の結果や地形等を詳細に見た上で決めていくことになる。また、危険箇所の内容によって、例えば崖崩れのリスクなどの場合は崖の手当をすることなども一つの方策と考えている。 また、風車の基礎を打つ地点はそれぞれボーリング調査を行いそれぞれの場所に応じた手当を行うことになると考えている。 ご指摘の内容を考慮しながら計画を検討していきたい。

9	事業者提出資料の地図のヤードとして示してあるのは形も大きさも異なっているが、図示された領域の全部ではなく一部が実際のヤードとなるという見方で良いか。	現時点では 1.5 万分の 1 の地図に示している段階であり、やや大きめに示していると御理解いただければ。実際には測量の結果や現地の地形なども含めて必要最小限のヤード範囲を決めていくことになる。
10	(本書番号 9 の回答を受け) 図上では 1 ha を超えると見込まれるものもあるが、実際にはもっと小さくなるということであれば、何か注意書きでもあれば良いと思う。	実際には 1 基当たり 2000~3000 m ² 程度のヤードになる見込み。注意書きの御意見については承知した。
11	事業者提出資料の作業ヤード No14 の西側に小さな池があるが、地下水が湧出しているものか。地下水であれば事業により影響が生じないか。	池ではなく調整池の跡地と思われる。現場を確認すると草が生い茂っている状況。

【質疑】 ※一般からの意見及び事業者見解の説明後 (参考: 事業者提出資料「一般からの意見と事業者の見解」)

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
(総括的事項)		
12	住民が懸念するのは、予測値を大きく外れるような事態だと思う。過去の事例で事業を行った際にシミュレーション予測を超える影響が生じた事例 (あるいは逆に影響が小さかった) などはあるか。そのような誤差は見込んで予測されるのか。また、予測を超える影響が生じた場合の対応方針をどのように考えているか。	住民にそもそも予測の信頼性を不安視する声があると認識しており、事例収集等により誤差の可能性・程度等もしっかり説明していきたい。 誤差については環境影響評価の事後調査の中で工事中及び供用後の実際の影響を確認し、必要に応じて環境保全措置を実施していくことになると考えている。
13	事後調査の結果について、県の審査会等にも情報提供があると良いのではないかと思う。	(事務局回答) 条例対象事業であれば事後調査の結果は県に提出されるため、審査会にもフィードバックする。法対象事業の場合、報告書の県への提出要否は確認が必要だが、公表されるものではあると思うので、公表に併せて審査会等にもフィードバックすることを考えたい。 【補足】 確認したところ、法律上は事後調査報告書を県に提出する規定はない。一方で公表の規定はあるため、上述のとおり報告書の公表に併せた審査会へのフィードバックを行う。
14	この度の一般からの意見を見ると、十分に説明できていない部分があるのではないかと印象である。今後、住民説明を具体的にどのように進めて行くか教えてほしい。	今回示した回答のみで住民の理解を得るというのは現実的には難しい部分があると思う。住民説明等の場でしっかり説明していく必要があると考えている。法の説明会とは別に、実際の調査に入る前にも、できるだけ多くの方に聞いていただける形で住民に説明する機会を設けたいと考えている。また、日常的なコミュニケーションの中でも適宜そういった話題に触れられるようにしたい。
15	全体を通してのコメントとしては、自然エネルギーは重要だが、生態系や景観などへの影響を極力回避するとともに、住民の健康と安全を第一に考えて機種・基数・配置など計画を検討していただきたい。	—
(騒音・超低周波音)		
16	意見者 17No 7 の意見・見解について、環境省の騒音の指針の下限値は結局採用する考えか。	現況調査の結果を見て判断する部分もあるが、現状は下限値を指針通り適用させる方針である。
17	残留騒音は風車が回り始める最低の風速時に測定するということか。	そうではなく、風車が回る様々な風速のときに測定する。騒音の予測もその風速のときに風車から発生すると見込まれる値を用いて予測することになる。

18	(本書番号 17 の回答を受けて) そうすると様々な風速での測定データが必要ということになると思うが、そういった測定ができるのか。	環境省の指針では 72 時間分の有効データを用いることが示されているところ。風況観測塔において騒音の測定と並行して測定する風況データを確認し、騒音データの有効性を確認していく。
19	(本書番号 18 の回答を受けて) 風車のカットイン以上であるかは各風車設置位置ではなく、風況観測塔の風況をもって判断するということか。	環境省とも協議中だが、風況観測塔は風がよくとおる地域を代表する地点として考えている。この地点の風況を全ての風車の地点に当て込んで予測する方針。 【事業者補足】 環境省との協議の結果、上記の取り扱いで差し支えない旨を確認した。
20	(本書番号 17-19 の回答を受けて) いくつかの風速で段階的に予測が行われるということか。	風力発電機メーカーが公表する風速に応じた騒音レベルを基に複数パターンの予測結果を示すことになるの見込んでいる。
21	住民の意見を見ていると、調査点と予測点を混同されているようなものがあると感じる。調査はあくまで残留騒音の調査であり、予測は面的に行われると言うことではないのか。	ご指摘のとおり、調査は点で行い、予測評価は面的に行う方針である。 住民に対する調査手法の説明が技術的となり、うまく伝えられていない部分があるかもしれない。
22	現時点でも残留騒音を除いた部分の予測は可能だと思うが、そういったものはいつ頃行う考えか。また、どのような予測式を用いるかなどはいつ頃示されるか。	方法書について地域住民、県、国の意見を踏まえ、検討期間を経て決定していく流れであり、もう少し先になると考えている。
23	騒音・低周波音の地形的要因を含めた予測は技術的に可能か。	予測を行うシミュレーションソフトで、地形データを踏まえて回折・反射を考慮した予測を行うことができると考えている。
24	設置後にも騒音が予測値を超えた場合の対応として一番簡単なのは風車を止めることだと思うが、それ以外でも運用の仕方等で音を低減することは可能か。	海外の事例だが、機種によっては運転の制御等で騒音を低減する機能を有するものもあり、可能と考えている。
25	意見書 1 No1 の意見・見解(牛舎への影響)について、河原町での事例を元に見解を示しているが、規模等が異なると思われる。規模や距離なども考慮する必要があるのではないか。	ご指摘のとおり、河原町の事例をそのままこの度の事業に適用できると考えているわけではなく、規模等を考慮する必要はあると考えている。また、河原の事例における風車と放牧場の距離関係は 50m 前後であったかと思う。 なお、風車の出力が例えば 1 MW⇒2 MW に増加した場合、一般に音のレベルは大きくなるが、2 倍などになるわけではなく、数 dB 上がると認識している。
(水環境)		
26	意見書 8 No 8 の見解について、以前にも地下水・湧水等の予測をヒアリングで行うのは違和感があるとの議論があったところ。この度の事業者提出資料に対する本書番号 6 の質疑でボーリング調査は行う方針である旨示されたが、地下水に対する調査について、どのような手立を取られる方針か。	事業者提出資料に記載したボーリング調査及び地層の弾性波探査は行う方針である。ただ、この調査ではどの層に地下水が存在するかは分かるが、どの方向に流れているかまではつかめない部分がある。できる限り地下水の状況を把握出来るよう努めたい。
(風車の影)		
27	意見 3-1No147 の意見への見解でヨーロッパでは評価基準があると記載されているが、簡単に言うとどのような基準か。	例えばドイツでは 1 日当たりのシャドーフリッカーがかかる時間及び 1 年間の累積時間で基準があり、いずれも超えないようにするといったものである。 (具体的には後日、別途資料出します)
28	風車の影について、ヨーロッパと日本では日照に対する考え方が違うのではないかと。日本では「日当たり良好」が住宅の売り文句になるくらい日照に価値が置かれている。この辺りを踏まえて、ヨーロッパの基準をそのまま適用することは可能なのか。	日照時間はヨーロッパより日本の方が多く認識であるが、基準はすべての時間が晴天であることを前提として設定されていたと思う。この点は改めて確認するが、すべての時間で晴天を前提としていた場合、日本とドイツ(ヨーロッパ)の日照時間の違いに左右されず、日本においても同じ基準が適用できる可能性があるのではと考えている。

		【事業者補足】 各国の指針内容を確認したところ、一部で全ての時間が晴天であることを前提としない指針もあった。
29	意見 3-1No144 の見解で、調査期間を「影が最も伸びる冬至の時期」と記載されているが、朝夕の時間帯は夏至も冬至も影は伸び、むしろ太陽の南北位置が変わって影響範囲が変わるのではないかと思うがどうか。	現地で調査するのは冬至の日であるが、予測は年間の累積時間を把握する必要があるため、シミュレーションは365日で行う。
(動植物・生態系)		
30	クマタカを目撃情報があるということだが、定点観測の地点を、その目撃された地点で行うということはないのか。	本件コンサル会社である中外テクノスは平成27年度の環境省モデル事業の調査を請け負い、B地区周辺での調査実績があるため、猛禽類の生息箇所などはある程度把握している。その実績も踏まえてこの度の調査を行う。

【質疑】 ※知事意見の構成案の説明後（参考：別配布資料「意見の構成案（たたき台）」）

番号	質問・意見概要	事務局の回答
31	構成案番号11については文言の精査が必要でないか。	精査する。
32	「付帯設備」には沈砂池や土捨場を含むと考えて良いか。また「付帯施設」と「付帯設備」の2つの表現がみられる。	「付帯設備」は事業に付随して設置するもの全てを想定しており、ご指摘のものを含む意図である。 また表現については「付帯設備」に統一する。
33	現地視察をして、現地での感覚が重要と感じた。住民説明では文書等によるものだけでなく、現地での説明などもあると良いのではないか。	景観に関する意見案でも動画などを利用した説明などに触れているところ。例えば「既存の手法にとらわれることなく様々な手法を採用して説明すること」など、幅広い表現での記載を検討してみたい。